

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 交 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和11年3月末まで保存) | | | |

交 企 第 2 4 7 号

令 和 5 年 9 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定自動運行に係る許可制度の創設に伴う審査基準及び処分基準の制定について
令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)
により特定自動運行に係る許可制度が創設されたことに伴い、特定自動運行に係る審査基
準及び処分基準について、別添1から4までのとおり制定したので事務処理上遺漏のない
ようにされたい。

担当：交通企画課交通部企画係

審 査 基 準

令和 5 年 9 月 29 日 作成

| |
|--|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第75条の12第1項 |
| 処 分 の 概 要：特定自動運行の許可 |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 道路交通法施行規則第9条の20（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取） |
| 審 査 基 準：別紙のとおり |
| 標 準 処 理 期 間：別紙のとおり |
| 申 請 先：特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署 |
| 問 合 せ 先：青森県警察本部交通部交通企画課 |
| 備 考： |

審査基準：

特定自動運行の許可の申請を受理した青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る特定自動運行計画が1から5に掲げる許可基準を満たし、当該特定自動運行を行おうとする者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の14各号に掲げる欠格事由に該当しない場合は、許可をしなければならない。

- 1 「特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車 that 特定自動運行を行うことができるものであること」
特定自動運行用自動車 that 自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることをいう。
- 2 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」
特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。
- 3 「第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」
特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると考えられることをいう。
- 4 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」
特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。
- 5 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」
特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。

標準処理期間：

45日

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の21第2項の規定に基づき、特定自動運行の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの
当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間
- (2) 府令第9条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの
当該意見聴取に要する時間
- (3) 特定自動運行の経路が二以上の公安委員会の管轄にわたるもの
他の公安委員会との協議に要する時間

審査基準

令和5年9月29日作成

| |
|---|
| 法令名：道路交通法 |
| 根拠条項：第75条の16第1項 |
| 処分の概要：特定自動運行計画の変更の許可 |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法令の定め： 道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 道路交通法施行規則第9条の23第1項（変更の許可の申請等）、第9条の23第2項において準用する第9条の21第2項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の23第2項において準用する第9条の22（意見聴取） |
| 審査基準：別紙のとおり |
| 標準処理期間：別紙のとおり |
| 申請先：特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署 |
| 問合せ先：青森県警察本部交通部交通企画課 |
| 備考： |

審査基準：

特定自動運行計画の変更の許可の申請を受理した青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る変更後の特定自動運行計画が1から5に掲げる許可基準を満たす場合は、許可をしなければならない。

- 1 「特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること」
特定自動運行用自動車が自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることをいう。
- 2 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」
特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。
- 3 「第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」
特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると考えられることをいう。
- 4 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」
特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。
- 5 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」
特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。

標準処理期間：

45日

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の23第2項において準用する府令第9条の21第2項の規定に基づき、特定自動運行計画の変更の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの
当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間
- (2) 府令第9条の23第2項において準用する府令第9条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの
当該意見聴取に要する時間
- (3) 特定自動運行の経路が二以上の公安委員会の管轄にわたるもの
他の公安委員会との協議に要する時間

処 分 基 準

令和5年9月29日作成

| |
|-------------------------------|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第75条の26第1項 |
| 処 分 の 概 要：特定自動運行実施者に対する指示 |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の26第2項 |
| 処 分 基 準：別紙のとおり |
| 問 合 せ 先：青森県警察本部交通部交通企画課 |
| 備 考： |

特定自動運行実施者への指示の基準：**1 指示の基準**

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第75条の26第1項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反と関連性のあるものとする。
- (5) 指示の内容は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の手続

- (1) 指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。
- (2) 指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の2の2第1項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (3) 指示を行う場合には、行手法第14条第1項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。
- (4) 指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。
- (5) 指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。
- (4) (1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。

処 分 基 準

令和 5 年 9 月 29 日 作成

| |
|----------------------------------|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第75条の27第 1 項 |
| 処 分 の 概 要：特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止 |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の27第 2 項 |
| 処 分 基 準：別紙のとおり |
| 問 合 せ 先：青森県警察本部交通部交通企画課 |
| 備 考： |

特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止の基準：**1 指示との関係**

許可の取消し及び許可の効力の停止は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）に当たる道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定等の違反について法第75条の26第1項の規定に基づく指示（以下単に「指示」という。）を行い、当該指示に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次のような場合は、指示を行わずに、直ちに許可の取消し又は許可の効力の停止を行っても差し支えない。

- (1) 法の規定に基づく青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長の処分に違反した場合
- (2) 同種の処分事由に当たる法若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定又は法の規定に基づく公安委員会若しくは警察署長の処分に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視するなど、指示によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (3) 指示を行った場合に、当該指示には違反していないが、当該指示を行う事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (4) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (5) B以上の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

2 量定

許可の取消し又は許可の効力の停止の量定の区分は次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- A 許可の取消し。
- B 1月以上6月以下の許可の効力の停止。基準期間は3月。
- C 10日以上3月以下の許可の効力の停止。基準期間は1月。
- D 5日以上1月以下の許可の効力の停止。基準期間は7日。

3 許可の取消し

許可の取消しは、量定がAである処分事由がある場合のほか、2及び4から6までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、7(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど改善が期待できないと判断されるときに行うものとする。

なお、別表の4の処分事由については、

- 特定自動運行実施者が法人である場合において、その役員が法第75条の14第1号に規定する欠格事由に該当することとなった場合で、事実判明後、当該特定自動運行実施者が速やかにその者の解任手続を進めているとき

等のように、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合で、当初は当該違反状態を認識していなかった場合には、許可の取消しは行わないものとする。

4 許可の効力の停止の併合

処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

5 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について許可の取消し又は許可の効力の停止を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

6 常習違反加重

最近1年間に3月以上の許可の効力の停止を受けた特定自動運行実施者が当該許可の効力の停止の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、許可の取消しを行うものとする。

また、最近3年間に許可の効力の停止を受けた者に対し許可の効力の停止を行う場合の量刑は、その処分事由に係る量刑がAに相当するときを除き、当該許可の効力の停止の処分事由について2、4及び5に定める量刑の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に許可の効力の停止を受けた回数²の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

7 許可の効力の停止に係る期間の決定

許可の効力を停止する期間は、次のとおりとする。

- (1) 量定がAに相当するもの以外のものについて許可の効力の停止を行う場合は、前記2に定める基準期間（4に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、6後段に規定する場合は、当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。
- (2) 許可の効力の停止を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、2及び4から6までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 最近3年間に同一の事由により行政処分に処せられたこと。
- (イ) 指示を行った場合にその事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。
- (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 悔悛の情が見られないこと。
- (オ) 地域住民からの苦情等が多数あること。
- (カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
- (イ) 処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失が小さいと認められること。

(ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(エ) 改善措置を自主的に行っていること。

(3) 別表の3の処分事由については、

○ 特定自動運行の経路の一部において、道路工事、交通規制の変更その他の事後的な要因により、当該特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の使用条件を満たさないこととなる区間が存在することとなった場合において、当該特定自動運行実施者が、直ちに、当該区間を含まない経路において特定自動運行を行うための特定自動運行計画の変更の許可を受けようとしているとき

等のように、特定自動運行実施者の責に帰すべきではない客観的事情によるものであって、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合には、許可の効力の停止は行わないものとする。

8 許可の取消し及び効力の停止の手續

(1) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

(2) 許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）第8条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。

(3) 許可の効力の停止を行う場合には、聴聞及び弁明規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。

(4) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

(5) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

9 許可の効力の停止と他の行政処分との関係

許可の取消しを行うときは、許可の効力の停止は行わないものとする。

また、許可の効力の停止を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該許可の効力の停止の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表

| 処 分 事 由 | 関 係 条 項 | 量 定 |
|--|--|--|
| 1 法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは 国家公安委員会規則の規定に違反する行為 (1) 不正の手段による許可の取得 (2) 特定自動運行計画の無許可変更 (3) 特定自動運行計画等の遵守義務違反 (4) 特定自動運行における救護義務違反（人 の死傷があった場合） (5) 特定自動運行における救護義務違反（(4) の違反行為に該当する場合を除く。） (6) その他の法又は法に基づく政令、内閣府 令若しくは国家公安委員会規則の規定に違 反する行為 | 法第75条の12第1項、法 第75条の16第1項、法第1 17条の2第2項第4号 法第75条の16第1項、法 第117条の2第2項第5号 法第75条の18、法第117条 の4第2項 法第75条の23第1項前 段、同条第3項前段、法 第117条第3項 法第75条の23第1項前 段、同条第2項、同条第 3項前段、法第117条の5 第2項 | A B C B C D |
| 2 法の規定に基づく公安委員会又は警察署長 の処分 (1) 特定自動運行実施者に対する指示違反 (2) 許可の効力の停止違反 (3) 許可の効力の仮停止違反 | 法第75条の26第1項、法 第117条の2第2項第6号 法第75条の27第1項、法 第117条の2第2項第3号 法第75条の28第1項、法 第117条の2第2項第3号 | B A A |
| 3 特定自動運行計画が法第75条の13第1項各 号に掲げる許可基準に適合しなくなったとき | | B |
| 4 特定自動運行実施者が法第75条の14各号に 掲げる欠格事由のいずれかに該当することと なったとき | | A |